

山中湖村 ワーケーション

寒い冬に熱く語らい、自分を高めよう

フォトナ賞 『Jewelry Ice』菅沼 英巳

出発日

1班 2月22日(水) 2泊3日

2班 3月2日(木) 2泊3日

「山中湖ワーケーション」3つのポイント



イメージ：個人撮影@KNT

Point 01

自然に囲まれてリモートワーク

外の空気を吸いながら仕事ができるテラス席や、息抜きに山中湖を散策したりと個人ワーク兼リラックスタイムの時間をご用意しています。



イメージ：個人撮影@KNT

Point 02

異業種間ディスカッション

1つのテーマをもとにグループごとにディスカッションを実施。異業種間だからこそ得られる新しい発想や刺激、クリエイティブ創出に繋がるプログラムをご用意しています。



イメージ：個人撮影@KNT

Point 03

焚火を通したチームビルディング

焚火の音や炎でリラックスしながら、自分自身とも参加者同士でも、じっくりゆっくりと語り合う時間をご用意しています。

当プログラムへのお問い合わせは、電話で受け付けておりません。
下記問合せ担当者へメールをお願いいたします。

営業時間 月～金 10:00～17:00 / 休業日 土・日・祝・年末年始
問合せ担当：小倉 一貴 k.ogura679@kntct.com



近畿日本ツーリスト

日付	時間	交通	スケジュール
Day 1	11:15	各自	山中湖平野バス待合所 ご集合
	11:30	専用車	専用車で宿泊施設へ @リゾートイン愛
	11:40		ご昼食 @リゾートイン愛
	12:15		フリーフィング (自己紹介、3日間の流れなどご説明)
	13:00	専用車	山中湖村 視察 (○山中湖パノラマ台 ○交流プラザきらら)
	15:30		宿舎に戻り役場職員との意見交換会
	18:30		グループに分かれてディスカッション①
20:00		ご夕食 (BBQ) ※屋根付き小屋にて実施 ナイトプログラム (地元語り部との焚火体験) 【リゾートイン愛泊】	
Day 2	午前		ご朝食
	12:30	専用車	個人ワーク 9:00~11:30
	13:00		昼食後、専用車でPICA山中湖へ移動 グループに分かれてディスカッション②
	18:00		個人ワーク @施設内及び湖畔にて各自業務 ご夕食後はメンバー焚火を囲んでの語り ※雨天などの場合中止 【PICA山中湖泊】
Day 3	08:00		ご朝食
	10:00		個人ワーク @施設内及び湖畔にて各自業務
	10:30		グループごと最終調整
	12:00		発表会 ※山中湖村役場職員参加 (予定)
	12:30		フィードバック
	12:30		ご昼食 (終了後、解散)

旅行代金に含まれるもの
①移動交通費 山中湖村内
②宿泊代金
③朝食2回、昼食3回、夕食2回代金
④ディスカッションスペース代
⑤添乗員費用
旅行代金に含まれないもの
①集合場所までの交通費
②解散地 (山中湖村) からの交通費
②クリーニング代、電報・電話代、飲食代等の個人的性格の費用

※当日の天候状況等により変更となる場合がございます。
※○下車視察

募集要項

- 出発日 : 1班: 2023年2月22日(水) 2泊3日
: 2班: 2023年3月 2日(木) 2泊3日
- 集合場所: 山中湖平野バス待合所 <https://lake-yamanakako.com/spot/10395>
- 解散場所: PICA山中湖
- 利用宿泊施設: 1日目/リゾートイン愛 (和室 バス・トイレなし) 2日目/PICA山中湖 (バス・トイレ付 ツインベット)
※宿泊部屋は男女別相部屋となります。
- 利用バス会社: 富士急バス
- 旅行代金: **19,800円**
- 添乗員: 同行させていただきます。
- 最少催行人員: 各班6名 (募集人員10名)
- 対象: ワークーションに興味をお持ちの企業、個人の方。ツアー開始前後のアンケートにお答え頂ける方 (アンケートへの謝礼はございません)
- 食事条件: 朝食2回 / 昼食3回 / 夕食2回
- 申込方法: ■ 申込方法 : 下記URLよりお申込みください。お電話での申込受付はいたしておりません。
<https://gtc2.knt.co.jp/kntfront/convention/CON00010.xhtml?t=T2000470618>
- 申込締切日: 2023年-2月10日(金) ※1・2班共通となります。また申込状況により締め切り前に締め切る場合もございます。
※おとな1名以上 (18歳以上) からお申込みください。

ご旅行条件書(抜粋) ※お申込の際には、詳しい国内募集型旅行条件書(全文)をお受け取りいただき、必ず事前に内容をご確認の上、お申込ください。

- 旅行条件: 本書面は旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。当旅行は近畿日本ツーリスト株式会社横浜支店 (以下当社) が企画・実施する旅行であり、当旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することとなります。
- お客様との旅行契約の成立は当社の書面による承諾をもって成立するものといたします。書面はお申し込み後、郵送させていただきます。
- 本旅行に関して契約変更および解除、責任および免責、損害賠償等に関する事項は、当社の旅行業約款 (募集型企画旅行契約) によります。
- 取消料: お客様は、下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目 (日帰り旅行にあっては10日目) から8日目までの取消 旅行代金の 20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目から前々日までの取消 旅行代金の 30%
旅行開始日の前日 旅行代金の 40%
旅行開始日当日 (旅行開始前) 旅行代金の 50%
旅行開始後の取消または無連絡不参加の場合 旅行代金全額
- 旅行代金に含まれるもの: 旅行日程に明示した交通費・宿泊費・食費・各地観光費・添乗員同行費・消費税など。
これらの諸費用はお客様の都合により一部利用されなくても払い戻しは致しません。
- 旅行代金に含まれないもの: 旅行日程に含まれない交通費、飲食費、及び個人的な性質の諸費用
- お客様に対する責任: (1) 旅行契約の履行にあたり当社が故意又は過失によりお客さまに損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。(損害発生の日から起算して2年以内に当社に通知があった場合のみ)(2) お客さまが天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他(伝染病による隔離、自由行動中の事故食中毒、盗難、運送機関の遅延、不通又はこれらによる生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮等)の当社の関与し得ない事由により損害を被られたときは、本項(1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。(3) お荷物の損害については損害発生の日から14日以内に当社に通知があった場合に限り、1人15万円を限度として賠償いたします。
- お客様の責任: (1) お客さまの故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客さまは損害を賠償しなければなりません。(2) お客さまは、当社から提供される情報を活用し、お客さまの権利・義務その他旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。(3) お客さまは、旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。
- 特別補償: 当社は特別補償規程の定めるところにより、お客様が旅行中に生命、身体または手荷物に被った一定の損害について補償金及び見舞金をお支払いします。
- 旅程保証: 旅行日程に別紙「国内募集型企画旅行条件書」に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款(企画旅行契約の部)の規定によりその変更内容に応じて旅行代金に下記に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行規約について支払われる変更補償金の額は旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行規約についての変更補償金金額が1000円未満の場合には変更補償金は支払いません。

旅行企画・実施 / 旅行に関するお問い合わせ・お申込先

観光庁長官登録旅行業第2053号

近畿日本ツーリスト株式会社 横浜支店

〒221-0052 神奈川県横浜市神奈川区栄町3-4 (パシフィックマークス横浜イースト4階)

TEL/045-277-0771 FAX/045-277-0682

担当/青野和也【営業時間】10:00~17:00 ※土・日・祝日は除く * 休業日営業時間外は受付できませんので翌営業日の受付となります。



一般社団法人日本旅行業協会 正会員



ボンド保証会員



旅行業公正取引協議会 会員



10450202(103)

国内募集型企画旅行条件書

本条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

(お申し込みの条件書を必ずお読み下さい。)

1. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、以下の各社のうちパンフレットに記載する旅行企画・実施者（以下「当社」という）が企画・募集し実施する企画旅行であり、この旅行に参加されるお客さまは当社と企画旅行契約（以下「旅行契約」という）を締結することになります。

○近畿日本ツーリスト株式会社（観光庁長官登録旅行業第2053号）
東京都新宿区西新宿2丁目6番1号

○株式会社近畿日本ツーリスト沖縄（観光庁長官登録旅行業第1107号）
沖縄県那覇市久米2丁目4番16号

○株式会社近畿日本コーポレートビジネス（観光庁長官登録旅行業第1944号）
東京都千代田区神田和泉町1番地

○KNT—C Tホールディングス株式会社（観光庁長官登録旅行業第20号）
東京都新宿区西新宿2丁目6番1号

- (2) 当社は、お客さまが当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他のサービス（以下「旅行サービス」という）の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。

2-1. 旅行の申込み方法

- (1) 当社所定の申込書に所定の事項を記入し、おひとりにつき下記の申込金又は旅行代金全額を添えてお申込みいただきます。申込金は旅行代金、取消料又は違約料のそれぞれの一部として取り扱います。

旅行代金	3万円未満	3万円以上6万円未満	6万円以上10万円未満	10万円以上15万円未満	15万円以上
申込金	6,000円～旅行代金まで	12,000円～旅行代金まで	20,000円～旅行代金まで	30,000円～旅行代金まで	代金の20%～旅行代金まで

但し、別冊パンフレットに申込金の記載がある場合その定めるところによります。

ローンを利用される場合は申込金全額の10%以上を頭金としますが、これをそのまま申込金に充当されます。

- (2) 当社が電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行契約の予約の申込みを受け付けることがあります。この場合、予約の申込み時点で契約が成立しておらず、当社が予約の締結の旨を通知した翌日から起算して3日以内に申込書と申込金を提出していただきます。この期間内に申込金が提出されない場合は、当社は、予約がなかったものとして取り扱います。

- (3) 申込書と申込金の提出があったときは、旅行契約の締結の順直は、当該予約の受付順直によることとなります。

- (4) 申込金は、旅行代金の一部として繰り入れます。又、お客さまの任意による解約のときは、所定の取消料の一部として取り扱い、所定の期日までに旅行代金を支払わなければならないときは、所定の違約料の一部として取り扱います。

2-2. ウェイティングの取扱いについての特約

お申込みの時点において、満室、満席その他の理由で旅行契約の締結が直ちにできない場合、当社はその旨説明し、お客さまの承諾を得て、お客さまが「取消待ち」状態でお待ちいただける期限を確定し、予約可能に向けて努力することがあります。（以下「ウェイティング登録」といふ）その際、「申込書」の提出及び申込金と同額を「預り金」として申し込みます。当社が予約が完了した場合速やかにその旨を通知します。この時点で契約が成立となり、「預り金」を「申込金」として取り扱います。ただし、当社がその予約の締結の前にお客さまから「ウェイティング登録」の解除の申し出があった場合、又はお申込みの期限まで結果として予約が不可能な場合は当社が「預り金」を全額戻します。なお、「ウェイティング登録」は予約の完了を保障するものではありません。

3. 申込条件

- (1) 18歳未満の方は、親権者の同意書が必要で、15歳未満の方のご参加は、保護者の同行を条件とします。（但し一部のコースを除きます。）
- (2) 参加にあたって特別の条件を定めた旅行については、ご参加の方の性別、年齢、資格、技能、その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合、ご参加をお断りする場合があります。
- (3) 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障りのある方、食物や動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障り者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方その他の配慮を必要とする方は、お申込み時に参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。（旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちに申し出てください。）あらかじめ当社からご案内申し上げますので旅行中必要となる措置の内容を具体的に申し出てください。当社は、可能かつ合理的範囲内でこれに応じます。これに際して、お客さまの状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面ですれらを申し出いただくことがあります。
- (4) 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のためご参加の方の同行、医師の診断書の提出、コースの一部内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客さまより申し出られた措置を拒否することができない場合旅行契約のお申し込みをお断りし、又連絡させていただきます。なお、お客さまからの申し出に基づき、当社がお客さまのため講じた特別措置に要する費用は原則としてお客さまの負担とします。
- (5) 当社は、旅行中のお客さまが疾病、傷害等により、帰航を要する状態であると認めるときは、必要措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものであるときは、当該措置に要した費用はお客さまの負担とし、お客さまは当該費用を当社が指定する期日までに当社が指定する方法で支払わなければならないものとします。
- (6) お客さまの都合による別行動は原則としてできません。但し、コースにより別途条件（手続旅行契約等）でお受けすることがあります。
- (7) 当社は、お客さまが次の①から④のいずれかに該当したときは、お申込みをお断りすることがあります。
- ①他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断するとき。
 - ②お客さまが暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は団体役員その他の社会的勢力であると認められるとき。
 - ③お客さまが当社に対して暴力が要脅行為、不当な要脅行為、取組期間中単独で暴行若しくは暴力を用いた行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
 - ④お客さまが悪徳を流布し、偽装を用い、若しくは欺詐を用いて当社が信用を毀損し若しくは当社が業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- (8) その他当社の業務上の都合で、お申込みをお断りすることがあります。

4. 契約の成立と契約書面・確定書面の交付

- (1) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領した時成立するものとします。
- (2) 当社は、旅行契約が成立した場合は速やかに、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」という）をお客さまにお渡しします。
- (3) 契約書面で、確定された旅行日程又は変更若しくは宿泊機関の名称が記載できない場合は、これらの確定状況を記載した書面（最終日程表）（以下「確定書面」という）を旅行開始日の前日までに交付いたします。但し、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前に当たる日より前に旅行契約の申込みがなされた場合は、旅行開始日当日に確定書面を交付する場合があります。また、交付期日前であってもお断り合わせいただいた場合は当社が手配状況についてご説明いたします。

5. 旅行代金のお支払い

旅行代金の残額は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目に当たる日（以下「基準日」という）より前にお支払いいただきます。但し、基準日以降にお申込みをされた場合は、申込み時点又は旅行開始日前の当社の指定した日までに支払いいただきます。

6. 旅行代金に含まれているもの

- (1) パンフレットに明示した運送機関の運賃・料金（注釈のふりがりエコノミークラス）、宿泊費、食事代、観光料金（入場・拝観・ガイド等）、及び消費税等諸税（但し、パンフレットに記載の基轉期日現在迄ご公示されているものに限ります）。
- (2) 添乗員が同行するコースでは、この他に添乗員経費、団体行動にお客さまが必要な心付を含みます。上記諸費用は、お客さまの都合により、一部利用されなくても払戻しはいたしません。

7. 旅行代金に含まれていないもの

第6項の①または②は旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

- (1) 旅行日程中の「フリータイム」「自由行動」「各自で」「お客さま負担」等と記載されている区間の交通費等諸費用
- (2) 超過手荷物料金（規定の重量、容量、個数を超える分について）
- (3) クリーニング代、電報・電話料、追加飲食費等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料
- (4) 自宅と出発地・解散地の間の交通費、宿泊費等
- (5) 希望者のみ参加されるオプションツアー（別途料金の小旅行）の代金
- (6) パンフレットに記載の基轉期日以降ご公示された日本国内の空港施設使用料、諸税
- (7) 傷害・疾病に関する医療費

8. 旅行内容の変更

当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の計画に比べて運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客さまにあらじめ速やかに当該事由が当社に開示し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容（以下「契約内容」という）を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

9. 旅行代金の変更

- (1) 当社は、利用する運送機関の運賃・料金が、パンフレットに記載の基準期日以降著しく経費節減の勢いがあること、通常想定される程度を大幅に超えて改訂されるときは、その範囲内で旅行代金を変更することがあります。その場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客さまにその旨を通知します。
- (2) 本項1)の定めるところにより旅行代金を減額するときは、利用する運送機関の運賃・料金の減少額より旅行代金を減額します。既に旅行代金のお支払後であった場合は、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に払戻いたします。
- (3) 第8項の規定に基づく契約内容の変更により旅行の実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。）の減少又は増加が生じる場合（費用の増加は、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の運賃、部屋その他の設備の不足が発生したことによる場合を除きます）には、当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金を変更することがあります。
- (4) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更します。

10. お客さまの交替

お客さまは、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲渡することができます。この場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入の上、交替に要する実費とともに当社へ提出していただきます。

1.1. お客さまによる旅行契約の解除・払戻（旅行開始前）

- (1) お客さまはいつでも、第5頁に定める取消料を当社にお支払って旅行契約を解除することができます。なお、旅行契約の取消日とは、お客さまが当社及び旅行業者で規定された「受託営業所（以下「当社」という）のそれぞれの営業日、営業時間内に取消をする旨をお申し出いただいた日時を基準とします。休業日と営業時間外のご旅行の変更及び取消のお申し出は応じられませんので、翌営業日の受付となります。
- (2) お客さまは、次掲げる場合においては、旅行開始前取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
 - イ. 契約内容が変更されたとき。但し、その変更が第9項の表の左欄に掲げるもの、その他の重要なものであるときに限ります。
 - ロ. 第9項1)に基づいて旅行代金が増額されたとき。
 - ハ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれ極めて大きいとき。
 - ホ. 当社が、お客さまに対し第9項3)で定められた期日までに、確定書面をお渡ししなかったとき。
 - ヘ. 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。
- (3) 当社は、本項1)により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金（あるいは申込金）から所定の取消料を差し引いて払戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項2)により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金（あるいは申込金）全額を解除日の翌日から起算して7日以内に払戻しをいたします。
- (4) お客さまの都合で旅行開始日又はコースを変更される場合は、お客さまが当初の旅行契約を解除し、新たに旅行契約を締結していただくこととなります。この場合当社は第5頁1)の旅行契約の解除日に基づく取消料を申し受けます。

1.2. お客さまによる旅行契約の解除・払戻（旅行開始後）

- (1) お客さまの都合により途中離脱された場合は、お客さまの権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。
- (2) お客さまが当社の帰さない事由により確定書面に従った旅行サービスの提供を受けられない場合又は、お客さまが当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合、当社が旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供に係る部分から、取消料、違約料その他の既に支払、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額（当社の責に帰すべき事由によるものでないときに限ります。）を差し引いたものをお客さまに払戻しをいたします。

1.3. 当社による旅行契約の解除（旅行開始前）

- (1) お客さまが当社所定の期日までに旅行代金を支払われないうちは、当社が当該期日の翌日に旅行契約を解除することがあります。この場合、第15頁に定める解除期日相当の取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- (2) 当社は、次掲げる場合において、お客さまの理由を説明して、旅行開始前取消料を返金することができます。
 - イ. お客さまが当社から心当たりを明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかになったとき。
 - ロ. お客さまが病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行に耐えられないと当社が認めるとき。
 - ハ. お客さまが契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- (3) お客さまの発の契約書面に記載した最少乗組人員が達しなかったとき、この場合旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13日目（日帰り旅行については、3日目）に当たる日より前に、旅行を中止する旨をお客さまに通知します。
 - ホ. スキーを目的とする旅行における必要降雪量などの旅行実施条件であって、契約締結の際に明示した条件が達成しないおそれ極めて大きいとき。
 - ヘ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれ極めて大きいとき。
 - ト. お客さまが第3項7)①から④のいずれかに該当することが判明したとき。

1.4. 当社による旅行契約の解除（旅行開始後）

- (1) 当社が次掲げる場合において、旅行契約を解除することがあります。
 - イ. お客さまが病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続が耐えられないと当社が認めるとき。
 - ロ. お客さまが旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違反、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 - ハ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。
 - ニ. お客さまが第9項7)②から④のいずれかに該当することが判明したとき。
- (2) 本項1)により旅行契約の解除が行われたときであっても、お客さまが既に提供を受けた旅行サービスに関する契約は有効に履行されたものとします。当社は、旅行代金のうち、お客さまがまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に既に支払、又はこれから支払うべき取消料、違約料その他の各目による費用を差し引いて、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に払戻いたします。
- (3) 本項1)イ、ハにより、当社が旅行契約を解除したときは、お客さまの求めに応じて出発地へ戻るための必要な手配をいたします。この場合に要する費用の一切はお客さまのご負担となります。
- (4) 集合時間過ぎても集合場所を越えしづらな場合、旅行契約を解除することがあります。この場合権利放棄とみなし払戻しはできません。

15. 取消料

- (1) 旅行契約の成立後、お客さまの都合で旅行を取り消される場合は、旅行代金に対して、おひとりにつきパンフレットまたはホームページに定める取消料をお支払いいただきます。
- (2) 貸切船舶を利用する旅行契約の場合は、当該船舶に係る取消料の規定となります。
- (3) 当社の責任とならぬ各種コーンの取扱い上の理由に基づき取消料となる場合もパンフレットに定める取消料をお支払いいただきます。

16. 旅程管理

当社は、お客さまに対して次掲げる業務を行い、お客さまの安全かつ円滑な旅行の実施を確保するよう努めます。ただし、当社がお客さまとこれとは異なる特徴を結んだ場合は、この限りではありません。

- (1) お客さまが旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、契約内容に従った旅行サービスの提供を確保し受けられるために必要の措置を講ずること。
- (2) 本項1)の措置を講じないにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの提供を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程と趣意がかなうものとなるよう努めること。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

17. 添乗員等

- (1) 当社は、旅行の内容により添乗員その他の者（以下「添乗員等」という）を同行させ、第16頁に掲げる業務その他当該旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行わせることがあります。
- (2) 添乗員等の同行の有無は、パンフレットに明示してあります。
- (3) お客さまは、旅行開始から旅行終了までの間において、団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等の指示に従っていただきます。お客さまが添乗員等の指示に従わず、団体行動の規律を乱し、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げた場合は、旅行の途中であっても、そのお客さまの以後の旅行契約を解除することがあります。
- (4) 添乗員等の業務は、原則として8時から20時までとします。
- (5) 一部コースによっては、現地到着時より、現地出発まで可なり場合があります。この場合、集合場所及び解散場所からの行程によって添乗員が同行いたしませんので、お客さまが旅行サービスの提供を受けるための手配はお客さま自身で行っていただきます。（一部コースについては係員が受付、出発のご案内をいたします。）
- (6) コース名欄に個人旅行と表示のあるものは、添乗員が同行いたしません。お客さまが旅行サービスを受けるための必要なクーポン券類をお渡ししますので、旅行サービスの提供を受けるための必要な手続はお客さまご自身で行っていただきます。

18. お客さまに対する責任

- (1) 当社が旅行契約の履行にあつては、当社が故意又は過失によりお客さまに損害を与えたときは、お客さまの被った損害を賠償いたします。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- (2) お客さまが天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他（伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難、運送機関の遅延、不通又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮等）の当社の関与し得ない事由により損害を被られたときは、本項1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

(3) お荷物の損害については本頁1)の規定にかかわらず損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、一人15万円を限度（当社の故意又は重大な過失がある場合を除く）として賠償いたします。

19. お客様の責任

- お客様が故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様が損害を賠償しなければなりません。
- お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- お客様は、旅行契約締結の契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

20. 特別補償

- 当社は、第8頁1)に基づく当社の責任が生じるか否かを問わず、当社の募集型企画旅行契約款別紙の特約補償規程で定めるところにより、お客様が企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物の上に被った一定の損害について、死亡補償金として1500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円を支払います。携帯品にかかわる損害補償金は、旅行者一名につき15万円をもって限度とします。ただし、補償対象品の一個又は一対については、10万円を限度とします。なお、現金、貴重品、重要書類、撮影済みのフィルム、その他これらに類する補償対象とならぬものがあります。
- 当社が、募集型企画旅行契約款別紙第7条第1項の責任を負うことになったときは、この補償金が、当社が負うべき損害賠償金の一部又は全部に充当します。
- お客様が旅行参加中に被らねば損害が、お客様の故意、酒酔い、運送、故意の法令違反行為・法令に違反するサービス提供の受領、山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）、リュック、ボブスレー、スノボダイビング、ジェットスキー、乗用自動車（オートバイ、スクーター、バイク、マイクロライต์機等）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な活動中の事故によるものであるときは、当社上記の補償金及び見舞金は支払いません。
- 地震、噴火、津波及びこれらの中核に伴って生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故によるものであるときは、当社上記の補償金及び見舞金は支払いません。
- 当社の企画旅行参加中のお客様を対象として、別途旅行代金を収受して当社が実施する企画旅行（オプションツアー）については、主たる旅行契約の一部として取扱います。
- ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、企画旅行参加中とはいたしません。

21. 旅行保証

- 当社は、次の表の左欄に掲げる契約内容の重要な変更（次の各号に掲げる変更（サービスの提供が行われていないにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸施設の不足が発生したことによるものを除きます。）を除きます。）が生じた場合は、旅行代金に同表の右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、当該変更について、当社が第8頁1)の規定に基づく責任が発生することが明らかでない場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。
- イ. 次に掲げる事由による変更
- (イ)天災地変、(ロ)戦乱、(ハ)暴動、(ニ)官公署の命令、(ホ)運送・宿泊期間等の旅行サービス提供の中止、(ヘ)当初の運行計画に照らさない運送サービスの提供、(ト)旅行参加者の生命又は身体上の安全確保のために必要な措置
- ロ. 第11頁から第14頁の規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更
- 当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様おひとりに対して一旅行につき旅行代金の5%を乗じた額を限度とします。また、お客様おひとりに対して一旅行契約につき支払うべき変更補償金の額が千円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。
 - 当社は、お客様の同意を得て、金銭による変更補償金の支払いに替え、これと同等又はそれ以上の価値のある物品又は旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

変更補償金

変更補償金の支払が必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び施設のそれを下回った場合に限ります。)	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地である空港又は旅行終了地である空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更(当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9. 各号に掲げる変更の契約書面の「ア」欄中に記載された事項の変更	2.5	5.0

注1 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始日以降にお客様に通知した場合をいいます。

注2 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。

注3 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。注4 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注5 第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が一乗車船等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一泊につき一件として取り扱います。注6 第9号に掲げる変更については、第1号から第8号までの率を適用せず、第9号によります。

22. 通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件

当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」という）のカード会員（以下「会員」という）より所定の定額・会員の署名なくして旅行代金等の支払を受けることを条件で電話、郵便、ファクシミリ、インターネット、その他の通信手段による旅行の申込みを受ける場合があります。（以下「通信契約」という）その場合の旅行条件は、本「企画旅行条件書」に準拠いたしますが、一部異なりますので以下に異なる点のみをご案内します。

- 通信契約の申込みの際、会員は、申込みしようとする「企画旅行の名称」、「出発日」、「カード名」、「会員番号」、「カードの有効期日」等（以下「会員番号等」という）を当社らにお申し出いただけます。
- 通信契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知がお客様に到達した時点で成立するものとします。通設締結成立日をカード利用日とします。
- 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払ができない場合、当社らは通信契約を解除し、第15頁1)の取消料と同額の事務料を申し受けます。ただし、当社らが別途指定する期日までに現金による旅行代金の支払をいただいた場合はこの限りではありません。
- 当社らは、会員と通信契約を締結した場合であって、第9頁2)から(4)までの規定により旅行代金が減額された場合又は第11頁から第14頁の規定により通信契約が解除された場合において、会員に対し払戻すべき金額が生じたときは、提携会社のカード会員規約に従って、会員に対し当該金額を払戻します。この場合において当社らは、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に会員に対し払戻すべき額を通知するものとし、会員に当該通知を行った日をカード利用日とします。
- 通信契約を締結しようとする場合であって、会員の有するクレジットカードが無効な場合、旅行代金等が提携会社のカード会員規約に従って決済できないときは、旅行契約を拒否させていただきます場合もあります。
- 通信契約を締結する場合、当社らが提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、又は業務上の理由等で受け取れない場合もあります。

23. 団体・グループの契約について

- 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなし、契約取引を行います。
- 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- 当社は、契約責任者が団体・グループと同一人ない場合、旅行契約締結においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

24. ご旅行条件・旅行代金の基準

- (1) この旅行条件の基準期日と旅行代金の基準期日については、パンフレット等ご明示した日となります。
- (2) 特別に注釈のない場合、旅行開始日を基準として満12歳以上の方はおとな代金、満6歳以上(航空機利用コースは満3歳以上)12歳未満の方は、こども代金となります。
- (3) 旅行代金は各コースごとに表示しております。出発日とご利用人数でご確認ください。
- (4) 追加代金とは、航空会社の選択、航空便の選択、航空機の等級の選択、宿泊ホテル指定の選択、1人部屋追加代金、延泊による宿泊代金、平日・休前日の選択、出発・帰着曜日の選択等パンフレットに表示して追加する代金をいいます。
- (5) 本条件書の各項この旅行代金とは、募集広告又はパンフレットに旅行代金と表示した参加コースの金額、及び当該コースの追加代金又は特別代金として表示した金額をいいます。この合計金額は第1項の申込金、第15項の取消料、第21項の変更補償金、及び違約料の額を算出する際の基準となります。オプションルツアーは、別途契約になりますので基準となる旅行代金には含まれません。

25. その他

- (1) お買物案内について
お客さまの便宜をはかるため、観光中・送迎中にお土産店ご案内することがあります。当社では、お店の選択は、万全を期しておりますが、購入の際は、お客さまご自身の責任でご購入ください。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いいたしかねますのでトラブルが生じないように商品の確認及びレシートの受け取りなどを必ず行ってください。
- (2) 国内旅行保険について
安心してご旅行をしていただくため、お客さまご自身で保険ご加入することを勧めます。国内旅行保険については当社からの郵筒にてお問い合わせください。
- (3) 当社はいかなる場合も旅行の再実施いたしません。
- (4) この条件に定めのない事項は当社募集型企画旅行約款によります。
また、この条件書との間に齟齬が生じた場合は、募集型企画旅行約款を優先します。当社旅行約款をご希望の方は、当社らにご請求ください。当社旅行約款は、当社ホームページ <https://www.knt.co.jp/> からご覧になれます。
- (5) 本手配を通じて予約された客室を営利目的で利用又は転売することは固くお断りいたします。万一、営利を目的とした行為、又はその準備を目的とした行為と当社が判断したときは、予告なく旅行契約を解除することがあります。
- (6) 個人情報の取扱いについて ※E U在住の方はお問い合わせください。
イ、当社及びご旅行をお申込みいただいた受託旅行者(以下「販売店」)は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客さまとの連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただくほか、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。
また、旅行先でのお客さまのお買物等の便宜のため、お客さまのお名前及び搭乗される航空便等に係る個人情報を、電子的方法等で免税店等の事業者にご提供いたします。お申込みいただく際には、これらの個人情報の提供についてお客さまに同意いただくものとします。
- ロ、当社は、旅行中に傷病があった場合に備え、お客様の旅行中の連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報は、お客様に傷病があった場合で連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて連絡先の方の同意を得るものとします。
- ハ、当社は当社が保有するお客さまの個人情報を商品開発や商品案内など販売促進活動、お客さまへのご連絡や対応のために、当社グループ企業及び販売店と共同利用させていただきます。
当社グループ企業及び販売店が共同利用する個人情報は以下のとおりです。住所、氏名、電話番号、年齢、生年月日、性別、商品購入履歴、メールアドレス
- ニ、上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店頭又はホームページでご確認ください。